

理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類

当法人では、公益財団法人へ移行後の最初の理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準について、定款にて、以下のとおり定めております。

定款（抜粋）

第4章 評議員

（評議員の報酬等）

第15条 評議員に対しては、報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）を支給しない。

2 評議員に対しては、その職務を行うために要する費用の実費を支払うことができる。

第6章 役員

（役員報酬等）

第33条 理事及び監事に対しては、報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）を支給しない。

2 理事及び監事に対しては、その職務を行うために要する費用の実費を支払うことができる。